

《 第 1 5 回天王町・昭和町・飯田川町合併協議会追加資料 》

【 協議事項 】

協議第 6 9 号 地域審議会の取扱いについて

・・・ 1

協議第69号

地域審議会の取扱いについて

地域審議会の取扱いについて、次のとおり提案する。

平成16年 6月22日提出

天王町・昭和町・飯田川町合併協議会
会長 石川 光 男

1. 市町村の合併の特例に関する法律第5条の4第1項に基づき、合併前の昭和町、飯田川町の区域を単位として、それぞれの区域に地域審議会を設置する。
2. 地域審議会の組織及び運営に関し必要な事項を、別紙のとおり定めるものとする。

平成 年 月 日確認

天王町・昭和町・飯田川町合併協議会の調整内容

協定項目番号 23

協議事項	地域審議会の取扱い	関係項目	
調整内容	1. 市町村の合併の特例に関する法律第5条の4第1項に基づき、合併前の昭和町、飯田川町の区域を単位として、それぞれの区域に地域審議会を設置する。 2. 地域審議会の組織及び運営に関し必要な事項を、別紙のとおり定めるものとする。		

地域審議会設置の説明資料

合併特例法第5条の4(地域審議会)

- 1 合併関係市町村の協議により、期間を定めて合併市町村に、合併関係市町村の区域であった区域ごとに、当該市町村が処理する当該区域に係る事務に関し合併市町村の長の諮問に応じて審議し又は必要と認める事項につき合併市町村の長に意見を述べる審議会(以下「当該審議会」という。)を置くことができる。
- 2 地域審議会を組織する構成員の定数、任期、任免その他の地域審議会の組織および運営に関し必要な事項については、合併関係市町村の協議により定めるものとする。
- 3 前2項の協議については、合併関係市町村の議会の議決を経るものとし、その協議が成立したときは、合併関係市町村は、直ちにその内容を告示しなければならない。
- 4 合併市町村は、第2項の協議により定められた事項を変更しようとするときは、条例でこれを定めなければならない。

合併特例法第5条第9項(市町村建設計画の作成及び変更)

市町村建設計画を変更しようとする合併市町村の長は、当該合併関係市町村に地域審議会が置かれている場合において、あらかじめ、当該地域審議会の意見を聴かななければならない。

地方自治法第138条の4第3項(委員会・委員及び附属機関の設置)

普通地方公共団体は、法律又は条例の定めるところにより、執行機関の附属機関として、自治紛争処理委員、審査会、審議会、調査会その他の調停、審査、諮問又は調査のための機関を置くことができる。ただし、政令で定める執行機関については、この限りでない。

地域審議会は、長の附属機関であるので、合併時において設置しなくても、新市において必要な場合は、いつでも条例で設けることができる。

地域審議会の設置に関する協議(案)

(設置)

第1条 市町村の合併の特例に関する法律(昭和40年法律第6号)第5条の4第1項の規定に基づき、次のとおり合併前の昭和町及び飯田川町の区域ごとに地域審議会を置く。

名 称	設 置 の 区 域
昭和地区地域審議会	合併前の昭和町の区域
飯田川地区地域審議会	合併前の飯田川町の区域

(設置期間)

第2条 地域審議会の設置期間は、合併の日から平成27年3月31日までとする。

(所掌事務)

第3条 地域審議会は、それぞれの区域ごとに、当該区域に係る次に掲げる事項について、市長の諮問に応じて審議し、答申するものとする。

- (1) 新市建設計画の変更に関する事項
- (2) 新市建設計画の進捗状況に関する事項
- (3) 新市の基本構想の作成及び変更に関する事項
- (4) その他市長が必要と認める事項

2 地域審議会は、必要と認める事項について審議し、市長に対し意見を述べることができる。

(組織)

第4条 地域審議会は、委員15人以内で組織する。

2 委員は、当該区域に住所を有する者で、次の各号に掲げる者のうちから、市長が任命する。

- (1) 公共的団体等を代表する者
- (2) 学識経験者

(任期)

第5条 委員の任期は、2年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、当該区域に住所を有しなくなったときは、その職を失う。

3 委員の再任は妨げないものとする。

(会長及び副会長)

第6条 地域審議会に会長及び副会長を置き、委員の互選によって定める。

2 会長は、会務を総理し、地域審議会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第7条 地域審議会の会議(以下「会議」という。)は、会長が招集する。

2 会議は、年1回以上開催するものとする。

3 委員の4分の1以上の者から会議の招集の請求があるときは、会長は、会議を招集しなければならない。

4 会議は、委員の半数以上が出席しなければ、開くことができない。

5 会議の議長は、会長が務めるものとする。

6 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

7 会長は、審議上必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させ、意見を求めることができる。

8 会議は、公開するものとする。ただし、議長は、会議に諮った上で公開しないことができる。

(庶務)

第8条 地域審議会の庶務は、自治組織を担当する部局において処理する。

(雑則)

第9条 地域審議会の議事その他会議の運営に関し必要な事項は、会長が会議に諮って定める。

附 則

(施行期日)

1 この協議は、平成17年 月 日から施行する。

参考資料

県内合併協議会 地域審議会設置状況

協議会名	調整内容	備考
千畑町・六郷町・仙南村合併協議会	協議なし	
本荘由利一市七町合併協議会	・市町村の合併の特例に関する法律に基づく地域審議会、または地方自治法及び市町村の合併の特例に関する法律に基づく地域自治区の設置について合併時まで検討する。	H16.6.16 確認済
大曲仙北合併協議会	・市町村の合併の特例に関する法律第5条の4第1項の規定に基づく地域審議会又は制度創設が検討されている地域自治区若しくは合併特例区のいずれかを合併時に設置する。	H16.4.28 確認済
田沢湖・角館・西木合併協議会	未提案	
湯沢雄勝合併協議会	未提案	
秋田市・河辺町・雄和町合併協議会	1．現在の河辺町、雄和町の区域を単位として、それぞれの区域に市町村の合併の特例に関する法律（昭和40年法律第6号）第5条の4第1項の規定に基づく地域審議会を設置する。 2．地域審議会の設置に関し必要な事項を、別紙のとおり定めるものとする。	H16.5.17 確認済
横手平鹿合併協議会	1．市町村の合併の特例に関する法律（昭和40年法律第6号）第5条の4第1項の規定に基づく地域審議会を、合併前の横手市、平鹿町、雄物川町、大森町、大雄村、山内村及び十文字町の各地域ごとに設置する。 2．地域審議会の組織及び運営等に関し必要な事項については、別紙のとおり定める。	次回協議用に提案している。
五城目町・八郎潟町・井川町合併協議会	未提案	
鷹巣阿仁地域合併協議会	未提案	
大館市・田代町合併協議会	未提案	
男鹿市若美町合併協議会	未提案	
能代山本市町村合併協議会	未提案	